

沼津市漁港管理条例の一部改正について

沼津市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市漁港管理条例の一部を改正する条例

沼津市漁港管理条例（平成5年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第12条の2第1項中「採取又は占用の許可を受けた者」を「採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」に、「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「提案理由」

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、土砂採取料等を徴収する者に認定計画実施者を追加するとともに、条例中の引用法律名を改めるものである。